

講師（非常勤）設置に関する要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、西宮市教育委員会会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則第3条の規定に基づき、市教育委員会（以下「市教委」という。）において任用する講師（非常勤）（以下「非常勤講師」という。）の任用、勤務時間その他の勤務条件について必要な事項を定める。

（設 置）

第2条 教育課程を円滑に実施するため市立高等学校に非常勤講師を置くことができる。

（職 務）

第3条 非常勤講師は所属長の命を受けて、以下の業務を行う。

- (1) 教科の授業
- (2) クラブ指導
- (3) その他、所属長が必要と認める業務（考査の監査・採点など）

（身 分）

第4条 非常勤講師の身分は、西宮市会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条に規定するパートタイムA職員とする。

（任 用）

第5条 非常勤講師は、高等学校教諭免許状を有する者（ただし、クラブ指導のみの場合は除く。）のうちから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条の2第2項の規定に準じ、選考により市教委が任用する。

（任用期間等）

第6条 非常勤講師の任用期間は1年以内とし、任用された日の属する年度の末日をもって終了する。

- 2 市教委は教育課程の円滑な運営を確保するため必要があると認めた者については、再度任用することができる。

（任用条件の明示）

第7条 市教委は、非常勤講師を任用する場合には当該講師に対し、別に定める様式により従事させる職務の内容、任用期間、報酬の額等任用条件を明示するものとする。

（勤務時間）

第8条 非常勤講師の勤務時間は、あらかじめ所属長により指定された勤務時間とする。

- 2 前項の規定により所属長が指定する勤務時間は、西宮高等学校は1授業50分、西宮東高等学校は1授業65分、クラブ指導は両校とも1単位50分とする。

（報酬等）

第9条 非常勤講師の基本報酬の額は、前条に規定する勤務時間に対する報酬とし、市教委が別に定める。

- 2 非常勤講師には、基本報酬のほか、期末手当、勤勉手当及び通勤したとき又は公務のため旅行をしたときの費用弁償を支給する。ただし、退職時割増報酬は支給しない。
- 3 再度任用された非常勤講師の基本報酬の加算は行わない。
- 4 期末手当及び勤勉手当については、基準日現在において、その基準日の属する任用期間が6月以上であり、かつ、その基準日の属する任用期間における1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上である者に対して、市教委の定める日に支給する。
- 5 期末手当及び勤勉手当の基礎額は、1時間当たりの報酬額に算定期間の対象となる在

職期間における勤務時間数（30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨て）を掛け、その算定期間の在職月数で除して算出した額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- 6 通勤のため交通機関を利用する者及び交通用具を使用する者に対する費用弁償の額及び基準は、市教委が別に定める。

（服 務）

第10条 非常勤講師は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力をあげてこれに専念しなければならない。

- 2 非常勤講師はその職務を遂行するに当たって、法令、条例、規則及び規程に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
- 3 非常勤講師は、その職の信用を傷つけ、又は職員の仕事全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 非常勤講師は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（退 職）

第11条 市教委は、非常勤講師が次の各号の一に該当する場合は退職並びに分限及び懲戒することができる。

- (1) 本人の都合により退職を願い出て、承認された場合
- (2) 死亡した場合
- (3) 任用期間が満了した場合
- (4) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合
- (5) 前条各項の規定に反した場合

（休暇等）

第12条 非常勤講師の休暇については、西宮市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の第8条及び第10条から第19条までの規定で、会計年度任用職員パートタイムBに適用される休暇について準用するものとする。ただし、夏季休暇については付与しない。

- 2 前項の休暇は、有給休暇及び無給休暇とし、その区分は、市教委が定める。

（報酬等の支給日）

第13条 非常勤講師の報酬及び通勤にかかる費用弁償の支給日は、翌月の15日とする。

- 2 前項の支給日が、土曜日、日曜日又は休日にあたる場合は、順次繰り上げて支給するものとする。

（災害補償）

第14条 非常勤講師の公務上の災害（通勤災害を含む。次項において同じ。）については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところにより補償する。

- 2 非常勤講師が、公務上の災害により死亡した場合又は負傷し、若しくは疾病にかかり治ったとき障害が存する場合で、別に定める西宮市職員公務災害見舞金支給要綱の基準に該当するときは、同要綱に定めるところにより見舞金を支給する。

（人事評価の種類）

第15条 人事評価は、定期評価又は特別評価により行うものとする。

- 2 定期評価は、全ての非常勤講師について実施するものとし、特別評価は、条件付採用中の非常勤講師について、正式に採用するか否かの決定をする場合その他教育長が特に必要と認める場合に実施するものとする。

(人事評価の基準及び方法等)

第16条 人事評価の基準及び方法等については、西宮市立の幼稚園、高等学校及び特別支援学校の市費教育職員の人事評価に関する規則（平成28年西宮市教育委員会規則第19号）により行う。

(実施細目)

第17条 この要綱に定めるもののほか、非常勤講師の就業に関する必要な事項は、市教委が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。